

令和4年第9回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年9月5日 開会

令和4年9月5日 閉会

令和4年第9回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月5日（月）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について
（3）農用地利用配分計画（案）に関する意見について
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（5）山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

出席委員（14名）

欠席委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（15名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

出席事務局職員（3名）

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第8 議案第5号 山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

令和4年9月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬 一

◎開 会

議長

これから令和4年第9回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は議席番号14番、藤田委員、議席番号13番、鈴木委員、議席番号17番、齊藤委員です。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認めます。会期は本日1日限りいたします。議事録署名人は、議席番号15番石橋委員及び議席番号16番小川委員を指名いたします。

◎報告 (事務局説明)

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員の説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。
まず最初に申請番号1について、地区担当推進委員の十川委員の説明を求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。先月8月の下旬に申請がありましたので、譲受人のほうと会いましたので、話を伺ってきました。受渡人が面積が少ないし、利用しづらく一緒にやってくれないかということで、贈与ということになったそうです。
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。当該地域の農業委員、議席番号7番、高野委員の補足説明を求めます。

高野委員 議席番号7番高野です。今、十川委員が言いましたとおりに、別に何ら問題ないと思いますので、権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願ひします。

議長 推進委員及び農業委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号2について、地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員 当該地区の担当推進委員の戸村といいます。今回は売買による所有権移転でございます。譲渡人、譲受人とも、規模縮小、規模拡大ということで、9月4日に現地に行っていました。ブルーベリーを植えるということで今回の申請に至ったものでございます。

地元としても何ら問題ないと思っておりますので、審議のほうよろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。当該地域の農業委員、議席番号5番、廣口委員の補足説明を求めます。

廣口委員 議席番号5番、廣口です。ただいま戸村委員のほうの説明があったとおりであります。権利者につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長 推進委員及び農業委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号3及び申請番号4については隣接している案件でございます。よって一括審議してよろしいか、お諮りいたし

ます。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、申請番号3及び申請番号4については一括審議といたします。地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員 地区担当推進委員の戸村です。第1号3につきましては売買、4については贈与ということで、所有権移転でございます。譲受人が近所で耕作の関係上、便利がいいということで今回の申請に至りました。これも9月4日に現地調査をいたしまして、すぐ自宅の前ということで、作業の利便性がとても良いのではないかなと思います。地元としても、全く問題ないと思いますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。当該地域の農業委員、議席番号5番、廣口委員の補足説明を求めます。

廣口委員 議席番号5番、廣口です。ただいま戸村委員のほうから説明があったとおり、地元としては問題ございません。権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく申し上げます。

議長 推進委員及び農業委員の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第1号、申請番号3及び申請番号4について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号5について、地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。農地法第3条申請番号5について説明をいたします。この案は所有権移転ということで、譲受人と対面してきました。譲渡人は自宅から遠くて作業ができないということで譲りたいと。譲渡人は自宅から近くて圃場の隣なんです。約500a耕作していて何ら問題はないと思います。ひとつよろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。続いて、当該地域の農業委員、議席番号3番、雲地委員の補足説明を求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。今、伊藤推進委員の説明のとおりでございます。先ほど聞いたら、この譲受人の方はもう後継者がいらっしゃって、畑のほうも多くやっているそうで間違いはないと思いますので、権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長 推進委員及び農業委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号6について、地区担当推進委員の小川委員の説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。この案件は贈与です。譲受人と譲渡人は親子であります。農業経営の承継です。地区の

ほうとしては何ら問題ございません。どうぞよろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。続いて、担当地域の農業委員、議席番号10番、高宮委員の補足説明を求めます。

高宮委員 議席番号10番、高宮です。小川推進委員の説明のとおりです。権利者については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長 推進委員及び農業委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 採決いたします。
議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
この議案は一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、この議案は一括審議といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。番号1から番号5までを一括して採決いたします。

議案第2号、利用権設定等個人別明細の番号1から番号5までについて、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号、利用権設定等個人別明細の番号1から番号5までについては、原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。本件について、原案のとおり決定すべきものとして意見を付することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべきものとして意見を付することに決定いたします。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。番号1について、地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。番号1について説明いたします。更新です。西瓜を中心にして、家族4人で露地野菜、施設野菜の栽培をしています。今後機械化を進め、規模拡大、品質の向上、そして30代の後継者がいますけれども、今後、後継者の生産・経営技術を高め、経営能力の向上を図るというすばらしい目標ですのでよろしくお願いいたします。

議長 番号2から番号4について、地区担当推進委員の十川委員に説明を求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。やはり更新です。番号2番の方は複合経営で西瓜、メロン、人参。現在、家族4人で本人グループと息子グループと、4人で生産を行っております。これから規模を拡大していきながら機械も増やしていくということでございます。
続きまして、3番、やはり更新で、複合経営。人参とトマト。家族3人で露地野菜と施設野菜の生産を行っております。両親と3人でやっております。これからキャロベスター、トラクター等の機械を更新して作業の効率化をします。
4番、やはり更新です。花、花きなんです。家族3人で花きの栽培を行っております。大きくやっています。何の問題もないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。番号4は議席番号7番、高野委員の申請案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないと規定しております。これより採決の方法についてお諮りいたします。番号1から番号3を一括に採決し、その後、番号4を採決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議なしと認め、この議案は番号1から番号3を一括して採決し、その後、番号4を採決することといたします。

まず、番号1から番号3まで一括して採決いたします。

議案第4号、番号1から番号3までについて、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第4号、番号1から番号3までについては、原案のとおり承認することに決定いたします。

番号4は高野委員に関連する案件でございます。同委員の退室を求めます。

(高野委員退室)

議長

再開いたします。議案第4号、番号4を採決いたします。本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

高野委員に関する議事が終了いたしましたので、同委員の入室を認めます。

(高野委員入室)

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。議案第5号、山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、原案のとおり策定することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり策定することに決定いたします。

◎その他

議長 以上で、本日予定していた議案の審議は全て終了いたしました。

その他の件につきまして、皆様からの御意見等がございましたらお願いいたします。

局長、お願いします。

事務局長 現在、農地利用最適化推進委員さんが1名欠員となっております。このことから推進委員の補充の実施及びそれに伴う例規の改正について御意見を伺いたいと思います。山武市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第10条におきまして、推進委員について、解職、失職及び辞任により欠席が生

じた場合はこの規定に定める手続に基づいて速やかに推進委員の補充に努めなければならないと規定されております。配布いたしました募集要項に基づきまして、推進委員さんの募集を依頼したいと思っております。

そして、もう1件、例規の改正なんですけれども、現行の例規につきましては、全てホームページと広報紙等で募集をかけなければいけないということになっております。今回、急を要するというので、補充については広報紙、農業委員会だよりを除きまして、ホームページだけで募集するものと改正したいと思っております。

そして、その他の例規、こちらをあわせて改正したいと思っております。新旧対照表を付けておりますので、こちらで御確認願いたいと思います。

事務局の説明は以上でございます。

議長

ただいま、推進委員の募集及びに例規の改正について、事務局局長から説明がありました。御意見がありましたらお願いいたします。意見がないようですので、説明のあった資料により推進委員を募集してください。

また、例規の改正についても手続きを進めていただきたいと思います。

◎閉 会

議長

以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、10月5日水曜日、大会議室を予定しております。定刻までに御参集のほどよろしく申し上げます。

